

議案第 35 号

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたい
ので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例

橋本市事務分掌条例(平成18年橋本市条例第8号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。 企画部 総務部 <u>市民生活部</u> 健康福祉部 経済部 建設部 上下水道部 (事務分掌)	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。 企画部 総務部 市民部 健康福祉部 経済部 建設部 上下水道部 (事務分掌)
第2条 前条に規定する内部組織の事務分掌の概要是、次のとおりとする。 企画部 (1) ~ (3) 略 (4) <u>男女共同参画に関すること。</u> (5) ~ (13) 略	第2条 前条に規定する内部組織の事務分掌の概要是、次のとおりとする。 企画部 (1) ~ (3) 略 (4) 男女共同参画に関すること。 (5) ~ (13) 略

総務部	(1) ~ (6) 略	総務部	(1) ~ (6) 略
			(7) 消費生活に関すること。
<u>(7)</u> ~ <u>(16)</u> 略		<u>(8)</u> ~ <u>(17)</u> 略	
<u>市民生活部</u>		<u>市民部</u>	
(1) ~ (7) 略		(1) ~ (7) 略	
(8) 男女共同参画に関すること。			
(9) 消費生活に関すること。			
(10) 市民協働に関すること。			
健康福祉部～上下水道部 略		健康福祉部～上下水道部 略	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。